

たん吸引（特定の者対象）各種手続きについて

目次

1	「特定の者」について	・・・2
2	研修を修了した個人が認定証の交付を受ける場合【研修修了者用認定証の交付申請】	・・・2
3	事業者登録をする場合【登録特定行為事業者等の登録申請】	・・・3
4	各種変更手続きについて	
	（Ⅰ）認定を受けた介護職員等の対象者が追加、又は認定証に記載されている対象者の特定行為が追加され、このことにより事業者の特定行為が追加される場合	・・・4
	（Ⅱ）認定を受けた介護職員等の対象者が追加、又は認定証に記載されている対象者の特定行為が追加され、このことにより事業者の特定行為が追加されない場合	・・・4
	（Ⅲ）認定を受けた介護職員等の氏名が変更となった場合	・・・5
	（Ⅳ）認定を受けた介護職員等の住所が変更となった場合	・・・6
	（Ⅴ）事業者の登録情報（法人や事業所の名称・所在地、代表者名、寄付行為又は定款等）が変更となる場合	・・・6
	（Ⅵ）認定を受けた介護職員等の勤務先が変更となった場合	・・・6
	（Ⅶ）対象者不在で特定行為を行う必要が全くなかったことにより、登録辞退をする場合	・・・7
5	看護師等の資格を有する介護職員がたん吸引を実施する場合について	・・・7
6	研修や制度に関する情報等について	・・・8
7	その他（指導者養成研修について）	・・・8

1 「特定の者」について

障害福祉課では、「特定の者」に対しあんしん吸引等を行う方に対し、認定証を交付します。
なお、「特定の者」「不特定の者」に係る基本的な考え方は次のとおりです。（国Q & Aより）

特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的关系性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

＜障害名等の例＞

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患
- ・筋ジストロフィー
- ・高位頸髄損傷
- ・遷延性意識障害
- ・重症心身障害 等

なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。

2 研修を修了した個人が認定証の交付を受ける場合 【研修修了者用認定証の交付申請】

◆提出書類

- ①様式5－2 認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書（省令別表第三号研修修了者対象）
※様式5－1は、第1号・第2号研修を修了した方が使用する様式ですので、お間違いのないようお願いいたします。
- ②様式5－3 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ③住民票
- ④研修修了証明書の写し

◆提出期限

事業開始予定日の1か月前まで

◆留意事項

- ・ 上記提出書類は、原則、「事業者登録」に係る書類と併せ、登録を受ける事業者が全員分をまとめて提出してください。
- ・ 経過措置の認定を受けた介護職員等であっても、第三号研修を修了した場合は上記書類を提出し、認定を受ける必要があります。

3 事業者登録をする場合 【登録特定行為事業者等の登録申請】

◆提出書類

- ①様式1－1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者・特定の者）登録申請書
- ②様式1－2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿
- ③様式1－3 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ④様式1－4 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者・特定の者）登録適合書類
- ⑤（参考様式）登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト
- ⑥【申請者が法人である場合】法人の定款又は寄付行為、登記事項証明書
【申請者が個人である場合】住民票の写し

◆提出期限

事業開始予定日の1か月前まで

◆留意事項

- ・ 上記提出書類は、原則、認定を受ける個人ごとの申請書と併せ、事業者単位でまとめて提出してください。
- ・ 「①様式1－1」、「④様式1－4」の右上にあります「主たる事業所の所在地・申請者・代表者名」は、「事業者（法人）の所在地・名称・代表者名」を記載してください。
なお、更新、変更及び辞退に係る書類についても同様です。
- ・ 「④様式1－4」の「該当書類名」の欄については、整備している書類名（業務方法書等）を記載の上、該当書類の写しを1部添付してください。
- ・ 「⑤（参考様式）」については、チェックリストにおける全ての項目が満たされている場合に、事業者として適合していると判断しますので御留意ください。

※業務方法書や、付随する様式の【参考例】も、申請様式と同じく、障害福祉課ウェブサイトに掲載しています。

- ・（参考例）喀痰吸引等業務方法書
- ・（参考例）別紙様式1 喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書
- ・（参考例）別紙様式2 介護職員等喀痰吸引等指示書
- ・（参考例）別紙様式3 喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書
- ・（参考例）別紙様式4 喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書
- ・（参考例）別紙様式5 喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書

4 各種変更手続きについて

(Ⅰ) 認定を受けた介護職員等の対象者が追加、又は認定証に記載されている対象者の特定行為が追加され、このことにより事業者の特定行為が追加される場合

◆提出書類

＜事業者に関する書類＞

- ①様式3-1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書
- ②様式1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿
- ③様式1-4 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者・特定の者）登録適合書類
- ④様式1-4の該当書類名欄に記載されている書類（変更がある場合）

＜個人に関する書類＞

- ①様式5-2 認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書（省令別表第三号研修修了者対象）
- ②様式5-3 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ③住民票
- ④研修修了証明書の写し

◆提出期限

事業開始予定日の1か月前まで

(Ⅱ) 認定を受けた介護職員等の対象者が追加、又は認定証に記載されている対象者の特定行為が追加され、このことにより事業者の特定行為が追加されない場合

◆提出書類

＜事業者に関する書類＞

- ①様式3-2 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書
- ②様式1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

＜個人に関する書類＞

- ①様式5-2 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第三号研修修了者対象）
- ②様式5-3 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ③住民票
- ④研修修了証明書の写し

◆提出期限

事業開始予定日の1か月前まで

(Ⅲ) 認定を受けた介護職員等の氏名が変更となった場合

◆提出書類

＜事業者に関する書類＞

- ①様式 3-2 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書
- ②様式 1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

＜個人に関する書類＞

- ①様式 7 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書
- ②様式 8 認定特定行為業務従事者認定証 再交付申請書
- ③住民票
- ④認定特定行為業務従事者認定証の写し

◆提出期限

変更があった日から 10 日以内

(Ⅳ) 認定を受けた介護職員等の住所が変更となった場合

◆提出書類

＜個人に関する書類＞

- ①様式 7 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書
- ②住民票

◆提出期限

変更があった日から 10 日以内

(Ⅴ) 事業者の登録情報（法人や事業所の名称・所在地、代表者名、寄付行為又は定款等）が変更となる場合

◆提出書類

＜事業者に関する書類＞

- ①様式 3-2 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書
- ②その他変更内容が分かる書類

◆提出期限

変更予定日の 10 日前まで

(Ⅵ) 認定を受けた介護職員等の勤務先が変更となった場合

※異動後も引き続き認定証に記載されている対象者へ特定行為を行う場合に限る

◆提出書類

＜異動前の事業者に関する書類＞

- ①様式 3-2 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書
- ②様式 1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

＜異動後の事業者に関する書類＞

- ①様式 3-2 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書
 - ②様式 1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿
- ※事業者登録をしていない場合は、事業者登録を行う必要があります。

＜個人に関する書類＞

- ①様式 7 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書
- ②認定特定行為業務従事者認定証の写し
- ③辞令通知等の写し

◆提出期限

変更があった日から 10 日以内

(Ⅶ) 対象者不在で特定行為を行う必要が全くなくなったことにより登録辞退をする場合

例) 契約終了等により、たん吸引等の特定行為を必要とする利用者が0人となった
特定行為を実施できる認定特定行為業務従事者が退職等で0人となった …等

◆提出書類

＜事業者に関する書類＞

①様式3-3 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書

②登録特定行為事業者の登録通知の原本

＜個人に関する書類＞

①様式1-1 認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書

②認定特定行為業務従事者認定証の原本

◆提出期限

辞退する1か月前まで

5 看護師等の資格を有する介護職員がたん吸引を実施する場合について

看護師等の資格を有する者を介護職員として雇用し、その者がたん吸引等を実施する場合、認定特定行為業務従事者認定証の交付は不要ですが、事業者としての登録及び従事者名簿への登載は必要となります。

◆提出書類

①様式1-1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書

※すでに事業者登録をしている場合は、様式3-1又は様式3-2

②様式1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

③看護師免許証の写し

◆提出期限

事業開始予定日の1か月前まで

6 研修や制度に関する情報等について

制度や各種参考様式については、厚生労働省ウェブサイト情報が掲載されていますので、内容を御確認ください。

＜厚生労働省ウェブサイト＞

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyyuin/index.html

また、第3号研修のテキスト等については、厚生労働省の事業により、受託事業者のウェブサイトにテキスト等が掲載されていますので、内容を御確認ください。

＜株式会社ピュアスピリッツ ウェブサイト＞

http://www.pures.co.jp/h24_kakutan.html

＜三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 ウェブサイト＞

https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07.html

秋田県内における研修の情報については、秋田県公式ウェブサイトか、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会のウェブサイトを御確認ください。

特に、研修募集も、主にウェブサイトで行いますので、研修の受講を希望する事業者におかれましては、必ずチェックくださるようお願いいたします。

＜秋田県公式ウェブサイト 障害福祉課の該当ページ＞

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/7015>

＜社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 ウェブサイト＞

http://www.akitakenshakyo.or.jp/LL-Training_Tankyuin

7 その他（指導者養成研修について）

県では、第3号研修の指導者（※看護師等）に、県の開催する「指導者養成研修」の受講をお願いしています。

これは、実地研修で指導を行っていただく際のポイントにつき共通認識をもっていただき、指導者により指導内容・評価方法が違ってしまう問題をなくし、安全で質の高い研修を行うためです。

従いまして、現時点では、自己学習を修了したとしても、そのみでは指導者として指導に当たることはできないことに御留意ください。

なお、現場で業務に当たっている方が多く、日々の業務との兼ね合いもあることから、研修カリキュラムにつきましては、可能な限り負担を軽減できるよう検討していきますので、よろしく御協力をお願いします。